

# 地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

## 1 目的

本マニュアルは、県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）における、地震、津波等の災害による施設被害の発生状況等を迅速に把握するとともに、防災関係機関において当該情報を共有することにより、災害時における防災体制の強化を図ることを目的とする。

## 2 対象施設

地震等による被害状況を把握する施設等は、石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（以下「特定事業所」という。）内に設置する施設等であって、以下のものをいう。

- (1) 高圧ガス施設
- (2) 危険物施設
- (3) 毒物・劇物取扱施設
- (4) その他施設（管理棟、構内道路等をいう。）

## 3 施設被害状況等の報告方法等

- (1) 施設被害状況等の報告は、気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市（以下2市まとめて「関係市」という。）の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が、別に定める様式により、施設被害状況等を所轄する関係市の消防本部へ提出することにより行う。また、津波にあっては、気象庁により津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告するものとする。
- (2) 各市消防局は、特定事業所から提出された報告を随時石油コンビナート等防災本部（事務局：県工業保安課）及び各市の防災主管課（現地防災本部事務局）あて転送する。
- (3) 石油コンビナート等防災本部事務局は、各市消防局から転送された内容を整理し、適宜防災本部員へ情報提供を行うとともに、必要に応じて、併せて国（総務省消防庁、経済産業省関東東北産業保安監督部）へ報告し、記者発表や県ホームページへの掲載等、被害情報（被害がないことの情報含む）の発信を行う。
- (4) 災害時においては、文字情報の方が正確に伝わるため、特定事業所から所轄消防本部への報告及び各市消防本部から石油コンビナート等防災本部等への報告の手段については、優先順位を1ファクシミリ若しくはメール、2電話の順とし、これら通信設備が使用不能の場合は、石油コンビナート等防災相互通信用無線を活用するなど迅速な報告に努める。
- (5) 特定事業所は、地震発生後原則1時間以内を目安に、その時点で把握している状況等について可能な範囲で、第1報を別紙1により所轄消防本部へ報告し、地震発生後原則2日以内を目安に、第2報を別紙2により報告する。また、第3報以降については、施設被害状況等に変更が生じた時点で別紙2により報告するものとする。
- (6) 事業所敷地内の液状化や浸水等により、直ちに施設被害状況等の把握が困難な場合においては、各時点で把握している状況等について可能な範囲で所轄消防本部へ報告する。

また、津波警報等発表時においては、津波警報等が解除され、施設点検者の安全の確認ができた時点で施設点検を行うこととなると考えられるため、別紙1及び別紙2の報告内容のうち、施設被害に関する内容については、施設被害状況等について把握が可能となった時点で速やかに報告するものとする。

（ただし、津波警報等発表時においても、別紙1の「防災活動状況」「避難の状況等」や、別紙2の

「地震発生時の施設の稼働状況について」など報告可能と考えられる内容については、その時点で把握している範囲において報告を行うこととする。）

- (7) 災害の発生に伴い、県又は関係市の災害対策本部が設置された場合は、本マニュアルによる他、各本部の指示に基づき報告する。

#### 4 その他

- (1) 石災法に規定する異常現象、その他個別法（消防法、高圧ガス保安法等）の規定により通報等を要する事象については、本マニュアルの規定によらず、各法令の規定に基づき適切に通報等を行う必要があることに留意する。

また、施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合は、改めて報告する必要はないものとする。

- (2) 本マニュアルに規定がない事項については、必要に応じて防災本部員で協議の上、防災本部事務局から要請等することとする。

## 地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表

		報告日時	
事業所名		記入担当者	
担当者メールアドレス		電話番号	
被害の有無	無 ・ 有		
被害有の場合	施設名		
	施設の区分	危険物 (危険物名 ) 高圧ガス (高圧ガス名 ) 毒物・劇物 (物質名 ) その他 ( )	
	被害の概要	【状況】	
	死傷者数	死者 人 負傷者等 (重症 人 軽症 人)	
	防災活動状況		
避難の状況等			
備考欄			

※1 事業所敷地周辺の道路等の状況で把握している情報があれば備考欄に記載してください。

※2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加・拡大して記入してください。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表

		報告日時	
事業所名		記入担当者	
担当者メールアドレス		電話番号	

1. 施設付近の地震等の状況

(1) 地震の大きさについて（事業所に地震計を設置している場合）

震度		計測値	gal
----	--	-----	-----

(2) 津波の大きさ等について

津波高さ	m	浸水の 有無	無 ・ 有
浸水の程度 <small>(浸水深さ、浸水範囲等)</small>			

2. 地震発生時の施設の稼働状況について

(1) 施設の稼働状況

稼働中	・	停止中
-----	---	-----

(2) 緊急停止の操作等の状況

無 ・ 有 (手動・自動)	装置名	
---------------	-----	--

3. 地震・津波による施設の被害の状況について（該当する項目について記載）

(1) 施設（適用法令：高圧ガス保安法・消防法・その他（ ））の被害の状況について

被害状況	被害（無・有）	措置	
------	---------	----	--

(2) その他施設（管理棟、構内道路等含む）の事業所内の被害について

被害状況	被害（無・有）	措置	
------	---------	----	--

4. 設備の再稼働の時期

--

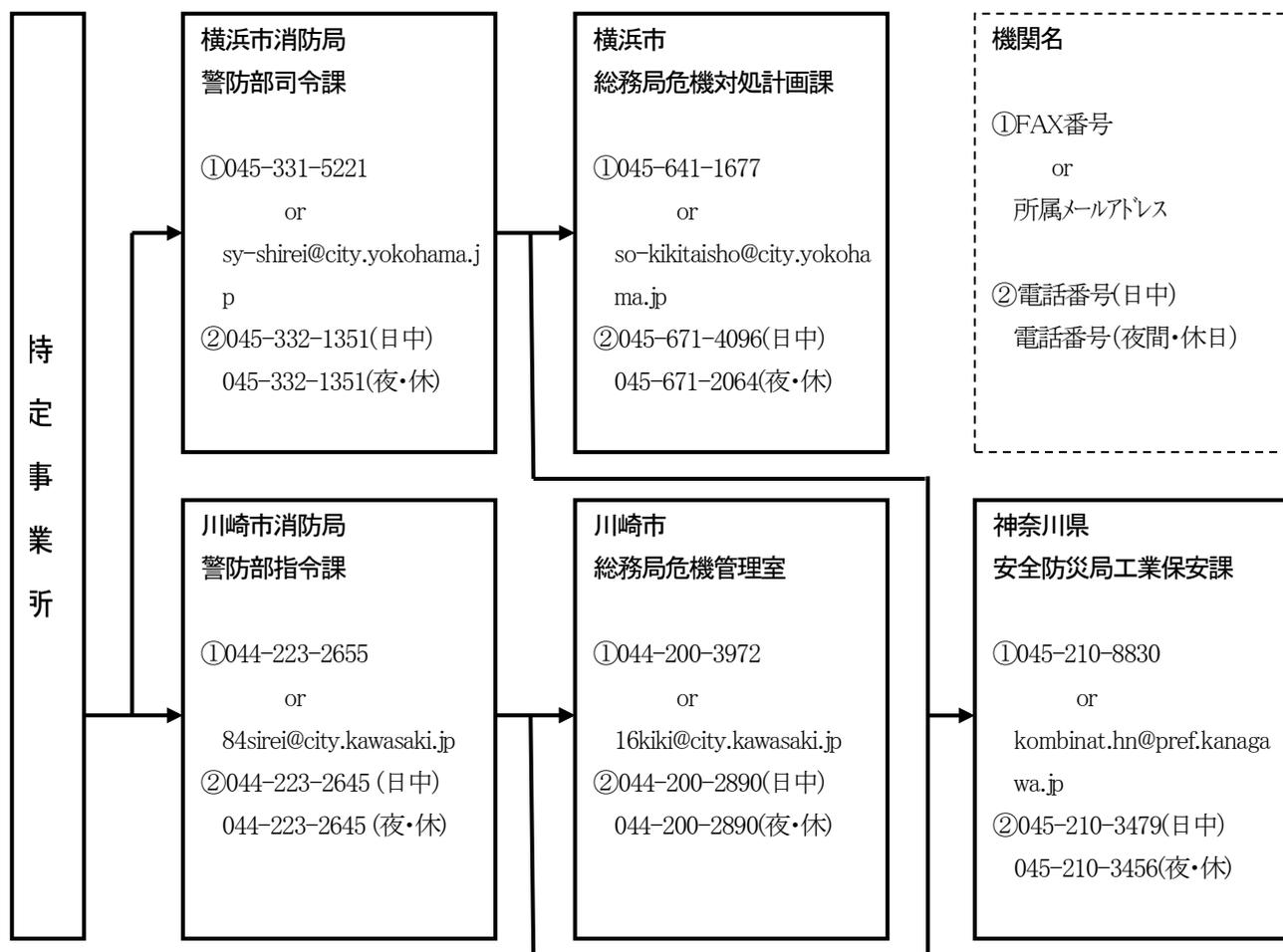
5. その他

--

※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加・拡大して記入してください。

# 地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

## 連絡系統図



機関名

①FAX番号  
or  
所属メールアドレス

②電話番号(日中)  
電話番号(夜間・休日)

<優先順位>

①FAX 若しくは 所属  
メール

②電話

③その他使用可能な通信手段(石コン防災相互無線等)

防災本部構成機関への情報提供  
記者発表等の情報発信 等

## 地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル概要

### 【報告基準】

- 気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が報告する。
- 津波にあつては、気象庁により津波警報又は大津波警報が発表された津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告する。

### 【報告系統】

- ①特定事業所は、別紙様式に基づき、施設被害状況等を所轄する市の消防本部へ報告する。
- ②各市消防本部は、特定事業所からの報告を随時県工業保安課（石油コンビナート等防災本部事務局）及び各市の防災主管課（現地防災本部事務局）あて転送する。

### 【報告手段】

- 報告は、別紙様式（第1報：別紙1、第2報：別紙2、第3報以降：別紙2）を所轄消防本部へ送付することにより行う。
- 所轄消防本部への送付は、情報伝達が確実な文字情報による報告を優先することとし、次の順位とする。
  - ①ファクシミリ若しくは電子メール
  - ②電話
  - ③その他使用可能な通信手段（石油コンビナート等防災相互通信用無線等）

### 【報告期日（目安）】

気象庁が発表する震度情報及び津波情報		報告内容	報告期限（目安）※1
震度情報	津波情報		
震度5弱以上	津波警報又は大津波警報	第1報	原則、地震発生後1時間以内
		第2報	原則、地震発生後2日以内
		第3報以降	被害状況等に変更を生じた場合
	無し又は津波注意報	第1報	同上
		第2報	
		第3報以降	
震度5弱未満	津波警報又は大津波警報	第1報	同上
		第2報	
		第3報以降	
	無し又は津波注意報	本マニュアルに基づく報告は不要	
/		異常現象、その他個別法の規定により通報等を要する事象	覚知後直ちに通報等※2 (その他個別法の規定に従う)

※1 事業所敷地内の液化化や浸水による被害により、若しくは、津波警報等が発表されていることにより施設点検が実施できない状況など、直ちに施設被害状況等の把握が困難な場合においては、各時点で把握している状況（防災活動状況、避難の状況等）について可能な範囲で所轄消防本部へ報告する。

※2 石災法に規定する異常現象、その他個別法（消防法、高圧ガス保安法等）の規定により通報等を要する事象については、本マニュアルの規定によらず、各法令の規定に基づき適切に通報等を行う必要があることに留意する。

また、施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合は、改めて報告する必要はない。

## 地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表 (記載例)

		報告日時	20XX年 〇月〇日 〇時〇分
事業所名	〇〇(株) 〇〇工場	記入担当者	〇〇部 〇〇(氏名)
担当者メールアドレス	xxx@xxx.xxx.xx	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
被害の有無	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有		
被害有の場合	施設名	〇〇〇製造施設	
	施設の区分	危険物 (危険物名 ) 高圧ガス (高圧ガス名 〇〇ガス ) 毒物・劇物 (物質名 ) その他 ( 構内道路、事務所棟建屋等 )	
	被害の概要	<p>【状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇製造施設において、液状化により建屋が傾斜。配管が一部変形しているが、ガス漏えいはなし。</li> <li>液状化に伴う構内道路の一部地割れ、陥没が発生 (特定通路は被害なし)。その他設備被害はなし。</li> <li>構内停電の発生。非常用電源により電源供給中。</li> </ul>	
	死傷者数	死者 〇人 負傷者等 (重症 〇人 軽症 〇人)	
防災活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員点呼を行い、全員の安否を確認済み</li> <li>余震が収まり次第、順次施設点検を実施予定</li> </ul>		
避難の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者含め、全員一次避難所へ避難実施済み。</li> </ul>		
備考欄			

※事業所敷地周辺の道路等の状況で把握している情報があれば備考欄に記載してください。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表 (記載例)

		報告日時	20XX年 〇月〇日 〇時〇分
事業所名	〇〇(株) 〇〇工場	記入担当者	〇〇部 〇〇(氏名)
担当者メールアドレス	xxx@xxx. xxxxx. xx	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1. 施設付近の地震等の状況

(1) 地震の大きさについて (事業所に地震計を設置している場合)

震度	6弱	計測値	150 gal
----	----	-----	---------

(2) 津波の大きさ等について

津波高さ	2.0 m	浸水の有無	無 ・ 有
浸水の程度 <small>(浸水深さ、浸水範囲等)</small>	事業所敷地で一部浸水 (〇m <sup>2</sup> 程度)		

2. 地震発生時の施設の稼働状況について

(1) 施設の稼働状況

稼働中	・	停止中
-----	---	-----

(2) 緊急停止の操作等の状況

無 ・ 有 (手動・自動)	装置名	〇〇製造施設、△△製造装置
---------------	-----	---------------

3. 地震・津波による施設の被害の状況について (該当する項目について記載)

(1) 施設 (適用法令: 高圧ガス保安法・消防法・その他 ( )) の被害の状況について

被害状況	被害 (無・有) 津波浸水により〇号ポンプ、その他電気設備が使用不能	措置	装置停止し、内容物の移送・パージを実施中
------	---------------------------------------	----	----------------------

(2) その他施設 (管理棟、構内道路等含む) の事業所内の被害について

被害状況	被害 (無・有) ・ 構内道路の液状化 ・ 事務所棟停電	措置	・ 土のうによる復旧により、車両通行可 ・ 非常用発電機による電源供給
------	------------------------------------	----	--

4. 設備の再稼働の時期

施設点検し、異常なしと認められた施設については順次稼働予定
-------------------------------

5. その他

--